

浜松市とハヤテグループとの包括連携協定書

浜松市（以下「甲」という。）とハヤテグループ（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が密接な連携と協力することにより、元気なまち・浜松の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定における、乙は次の企業で構成する。

- (1) ハヤテ 223 株式会社
- (2) ハヤテインベストメント株式会社
- (3) 株式会社サイシード
- (4) グレイステクノロジー株式会社
- (5) ハヤテ M&A 事業承継株式会社
- (6) エフバイタル株式会社

（連携事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- (1) スポーツ振興に関すること
- (2) 魅力発信に関すること
- (3) 産業振興に関すること
- (4) 子育てや教育支援に関すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本協定の目的を達成するために、双方が必要と認めること

2 甲及び乙は、本協定の推進に向けた窓口をそれぞれ設置するものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において相手方から知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中であると有効期間終了後であることを問わず、第三者に対し開示し、又は漏洩してはならず、また本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、さらに1年間本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

（合意管轄）

第6条 本協定又は本協定に関連して生じた一切の紛争については、甲の所在地を管轄する裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（疑義等の決定）

第7条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、甲及び乙が協議して定める。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方署名の上、各自その1通を保有する。

2025年1月10日

（甲）浜松市長

中野 祐介

（乙）ハヤテグループ 代表

ハヤテインベストメント株式会社 代表取締役

松原 行洋

ハヤテグループ 構成員

ハヤテ 223 株式会社 代表取締役

松原 行洋

株式会社サイシード 代表取締役

松原 行洋

グレイステクノロジー株式会社 代表取締役

渡部 智之

ハヤテ M&A 事業承継株式会社 代表取締役

小野田 篤

エフバイタル株式会社 代表取締役

安島 真澄